

平成 23 年 10 月 21 日

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課 御中

東京都港区芝 4-1-23
三田NNビル
社団法人日本年金数理人会

平成 23 年 10 月 6 日付「厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営基準の見直しに係る確定給付企業年金法施行規則及び関連通知の一部改正等に関する意見募集について」について、別紙のとおり当会の意見を提出いたします。

今後のご検討の参考にしていただければ幸いです。

パブリックコメント

国の行政機関は政策を実施していく上で、さまざまな政令や省令などを決めます。これらの案をあらかじめ公表し、広く国民のみなさんの意見などを募集しています。みなさんに積極的に意見を提出していただくことが、公正・透明な行政運営につながります。

以下の様式に記入頂きご送付ください。

入力に当たっての留意点

1. 半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。
2. ご意見は日本語で提出願います。
3. ※を付した欄については、必ずご記入ください。
4. ご記入いただいた内容については、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

※氏名・団体名	社団法人 日本年金数理人会
※住所（所在地）	東京都港区芝 4-1-23 三田NNビル
※メールアドレス	mitann#208@jscp.a.or.jp
電話番号	03-3571-0887
FAX番号	03-3571-0892
性別	
年齢	
職業	
※件名	厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営基準の見直しに係る確定給付企業年金法施行規則及び関連通知の一部改正等に関する意見募集について

※ご意見

全般

〔賛成・反対・**その他**〕

前回意見公募の際に、「厚生年金基金の代行部分は、厚生年金保険本体との財政中立化が図られており、代行部分とそれ以外の部分とは年金財政の構造が異なっていることから、財政運営単位を代行部分とそれ以外の部分に区分し財政運営を行なうなど、厚生年金基金の財政運営について根本的な検討を行うことが必要ではないか。」との意見を提出させていただきました。

日本年金数理人会として、今回の見直しにあわせて代行部分の財政中立化の趣旨を踏まえた財政運営の徹底を図るべきであるとの意図から提出した意見です。

今回の意見公募においては、代行部分の財政構造を意識した財政運営の見直しについては、特段触れられておりませんが、再度、本件についてご検討いただきたく意見提出させていただきます。

※ご意見	(3) 最低責任準備金調整額の算定方法の見直し 〔賛成・反対・その他〕
	<p>そもそも最低責任準備金調整額は、厚生年金本体利回りの適用期間のずれを是正した、本来あるべき姿としての最低責任準備金の額（現行制度での最低責任準備金（継続基準））と、現行制度の最低責任準備金との差額を調整するために創設された勘定科目であると理解しております。</p> <p>今回の改正案では、最低責任準備金への1年9か月分の付利見込み額を最低責任準備金調整額としており、本来あるべき姿との関係が希薄化した、当該調整額が創設された趣旨にそぐわないものとなっております。</p> <p>最低責任準備金の調整は、本来あるべき姿である最低責任準備金（現行制度の最低責任準備金（継続基準））を指向することを目的とするべきであり、付利額のみ調整という短絡的な手法で行われるべきではないと思料いたします。</p>